

神戸市DV被害者支援活動補助金交付要綱

平成 17 年 6 月 7 日 生活文化観光局長決定

令和 3 年 4 月 1 日 最終改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、配偶者等（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手を含む。）から暴力による人権侵害を受けている女性及びその同伴する子（以下「DV被害者」という。）に対して民間団体が行う支援活動を対象とする補助金について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、その交付等に関して必要な事項を定める。

(対象事業)

第 2 条 補助金交付の対象となる事業は、次のとおりとする。

(1) 民間シェルター運営事業

民間シェルター運営事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 民間団体が、DV被害者の一時保護のための専用の施設（以下「民間シェルター」という。）を運営し、緊急的に保護を希望するDV被害者について、保護することが必要と判断される場合は、受入れを決定し、一時的に生活できる場を提供すること。

イ 民間シェルターは、DV被害者を継続して入所させることができ、食事や宿泊のための設備を有すること。

(2) 同行支援事業

同行支援事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。なお、同行支援は、原則として、電車、バス等の公共交通機関を利用して行うものとする。

ア 民間団体の構成員又は会員が、DV被害者の必要に応じ、行政機関や裁判所、民間シェルター等に出向く際に、DV被害者に同行すること。

イ DV被害者に同行する者は、DV被害者への対応に関し経験を有する者とする。

(対象経費及び補助金の額)

第 3 条 補助金交付の対象となる経費及び補助金の額は、予算の範囲内で、次の表のとおりとする。

事業名	補助対象経費	補助金の算定基準及び限度額
民間シェルター運営事業	民間シェルターとして設置されている建物の賃借料及び運営費（光熱水費、備品	1 年間の賃借料及び運営費並びに民間シェルターを運営している団体が実施する電話相談に対応する職員にかかる

	購入費，緊急一時保護した女性等に対応する職員にかかる人件費及び消耗品費，並びに利用者負担金等）並びに民間シェルターを運営している団体が実施する電話相談に対応する職員にかかる人件費	人件費の総額の2分の1 (ただし，1団体500万円を限度とする。)
同行支援事業	(1)交通費 関係機関・施設への同行支援に必要な支援者（同行者・通訳者）分の交通費 (2)通訳費 外国語の通訳者が同行する必要がある場合の通訳者費用	(1)交通費 実際に要した費用の2分の1。 (2)通訳費 実際に要した費用の2分の1。ただし、1回あたりの上限は5,000円（補助上限2,500円）とする。 (ただし、1団体年間20万円を限度とする)

2 他の補助金が交付される場合の補助金の算定基準は，民間シェルター運営事業については前項の「1年間の賃借料及び運営費」を「1年間の賃借料及び運営費から他の補助金を控除した額」に，また「1年間の電話相談に対応する職員にかかる人件費」を「1年間の電話相談に対応する職員にかかる人件費から他の補助金を控除した額」に，同行支援事業については同「実際に要した費用」を「実際に要した費用から他の補助金の額を控除した額」にそれぞれ読み替えて適用するものとする。

また，利用者負担金については，被害者のシェルター利用にかかる経費の2分の1を被害者が，2分の1を市が負担するものとする。

(対象者)

第4条 補助金の交付対象者は，次に掲げる要件の全てに該当する民間団体の代表者で，かつ，市長が適当と認めた者とする。

- (1) 神戸市内において民間シェルター又は主たる事業所を有し，主たる活動を行っている団体であること
- (2) 規約を定めて運営している団体であること
- (3) 補助金交付の申請日において，補助対象事業を実施しており，3箇月以上の当該事業の運営実績を有していること
- (4) 営利を目的としないこと

(交付申請)

第5条 申請者は，補助金規則第5条第1項の規定に基づき補助金の交付を申請するときは，「DV被害者支援活動補助金交付申請書」（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し

て、当該年度の5月末日までに神戸市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 年間事業計画書
- (2) 当該年度事業予算書
- (3) 前年度事業決算書
- (4) 団体の規約及び役員名簿
- (5) 団体の活動実績に関する資料
- (6) 民間シェルターとして設置されている建物に係る賃貸借契約書の写し（民間シェルター運営事業を実施する場合のみ）
- (7) その他市長が必要と認める書類
（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、適当と認め、補助金規則第6条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を行うときは、申請を受けた日から起算して30日以内に、「DV被害者支援活動補助金交付決定通知書」（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金規則第6条第3項の規定に基づき補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、「DV被害者支援活動補助金不交付決定通知書」（様式第3号）により申請者に通知するものとする。
（補助事業の変更等）

第7条 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる事業内容の変更等に係る承認を受けようとするときは「DV被害者支援活動補助金交付決定内容変更承認申請書」（様式第4号）を、同第2号に掲げる事業の中止又は廃止に係る承認を受けようとするときは「DV被害者支援活動補助事業中止（廃止）承認申請書」（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を「DV被害者支援活動補助金交付決定変更通知書」（様式第6号）又は「DV被害者支援活動補助事業中止（廃止）承認通知書」（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。
（実績報告書の提出）

第8条 補助事業者は、補助金規則第15条第1項の規定に基づき、補助金の交付決定を受けた年度の9月末日及び事業終了日（事業の中止又は廃止の承認を受けていない場合は3月末日。以下同じ。）に「DV被害者支援活動実績報告書」（様式第8号）を作成し、次に掲げる書類を添付して、作成した日の翌日から起算して20日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 民間シェルター運営事業実施報告書（民間シェルター運営事業を実施する場合のみ）
- (2) 民間シェルター運営費明細報告書（民間シェルター運営事業を実施する場合のみ）

(3) 民間シェルターとして設置されている建物に係る賃借料及び運営費の支払いを証する書類（民間シェルター運営事業を実施する場合のみ）

(4) 同行支援事業実施報告書（同行支援事業を実施する場合のみ）

2 補助事業者は、補助金規則第 15 条第 1 項の規定に基づき、事業終了日に「DV被害者支援活動決算報告書」（様式第 9 号）を作成し、次に掲げる書類を添付して、前項の報告書とともに市長に提出しなければならない。

(1) 他からの補助金交付金額を証する書類（他からの補助金の交付を受ける場合のみ）
（交付額の確定）

第 9 条 市長は、補助金規則第 16 条第 1 項の規定に基づき補助金の交付額の確定を行ったときは、「DV被害者支援活動補助金額確定通知書」（様式第 10 号）により、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第 10 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、「DV被害者支援活動補助金請求書」（様式第 11 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助事業者から第 8 条第 1 項の規定に基づき 9 月末日に作成した報告書の提出があったときは、前項の請求書の提出を受けて、概算払により補助金を補助事業者へ支払うことができる。

3 補助事業者は、前条の通知を受領後ただちに第 1 項の請求書を提出し、市長は速やかに補助金を補助事業者へ支払うものとする。

（報告、命令、必要な調査等）

第 11 条 市長は、補助金規則第 13 条、第 14 条及び第 25 条の規定に基づき、補助事業者に対し、報告を求め、事業の遂行等を命じ、又は必要な調査等を行うことができる。

（交付決定の取消し）

第 12 条 市長は、補助金規則第 19 条第 1 項の規定に基づき補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を「DV被害者支援活動補助金交付決定取消通知書」（様式第 12 号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

（関係書類の整備）

第 13 条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、及び当該補助事業を完了し、又は廃止した日の属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間をいう。以下同じ。）の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

（その他）

第 14 条 この要綱に定めがない事項については、こども家庭局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 17 年 6 月 7 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 第 5 条の規定にかかわらず、平成 17 年度については、申請書の提出期限は平成 17 年 6 月 30 日とする。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 9 月 7 日から施行し、改正後の第 3 条の規定は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 6 月 1 7 日から施行し、令和元年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度事業から適用する。